

2010(平成22)年度 法学既修者入学試験問題

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問 (50点)

取締役会設置会社である甲株式会社(以下、甲社とする)が、下記の(1)～(4)の各契約を締結した場合に、甲社は、各契約の無効を主張できるかを論じなさい。各契約は、相互に関係なく、独立のものとする。

- (1) 取締役会の承認なしに、甲社の取締役Aに甲社の土地を譲渡した。
- (2) 取締役会の承認なしに、甲社の取締役Bの債務を保証する契約をBの債権者Cと締結した。
- (3) 甲社がホテル業と不動産業とを営んでいる場合に、株主総会の承認なしに、不動産業を乙社に譲渡した。
- (4) 甲社はホテル業のみを営んでいたが、経営不振のため、その保有するすべてのホテル(付帯設備一式を含む)を土地とともに丙社に譲渡し、新規事業を開始することになった。丙社は、すべてのホテルをマンションに改造して販売する予定であり、丙社がホテル事業を承継しないことは譲渡契約書に明記された。甲社は、将来、ホテル業を再開することに法律上の障害はないとして、本件譲渡について、取締役会の承認は得たが、株主総会の承認は得なかった。

第2問 (50点)

西南株式会社(以下、S社とする)は、コンピュータ関連機器の製造販売を目的とする公開会社であり、その株式を上場している。S社の主な株主の株式保有比率は、A社が20%、B社が15%、Cが5%である。A社は、電気製品の製造販売を目的とする会社であり、S社の設立の際に出資した会社であって、S社はA社の系列会社と見てよい。B社は、投資事業を目的とする会社であるが、B社の完全親会社であるE社は、S社と同じコンピュータ関連機器の製造販売を目的とする会社である。また、Cは、会社の事業の中心となる特許の研究開発者であった。

S社の経営はここ数年順調に推移してきたが、近年、経済状況・主力製品の需要の変化に伴い今年度の業績が急速に悪化し配当が不可能な状況であり、また何らかの新規開発をしなければ業績の好転の見込みがない状況であった。このような状況下で、B社の完全親会社であるE社は、S社を買収してE社グループに編入し、現在の経営陣を全部入れ替えた上で再建を目指すか、あるいはS社への投資を引き揚げるか(S社の株式を全部売却するか)の検討を開始した。以上を前提にして、以下の設問(1)(2)(3)に答えなさい。

- (1) Cは、今年度無配になると個人的に困るとして、S社に配当にかわる金銭の支払いを求めた。S社は、最初はこれを拒んだが、Cの会社に対する貢献から拒否できず、お中元およびお歳暮として100万円ずつを支払う旨の約束をし、その旨の書面を作成した(Cへの昨年度の配当額は200万円である)。Cは、この約束をもとに、S社に対して上記金銭の支払いを請求できるか。
- (2) B社は、S社の財務状況を詳しく知るために、S社に対してその営業時間内に会計帳簿の閲覧を請求した。S社が、B社の本請求を拒絶する理由としてどのようなものが考えられるか。その拒絶は認められるか。
- (3) E社がS社の買収を検討していることを漏れ聞いたS社の代表取締役Dは、このままでは、E社グループがS社の支配権を獲得し、取締役を解任される可能性が高いと考え、取締役会の承認を得て、現経営陣に友好的なA社にS社の資金を融資して、A社にB社からS社株式を時価より高値で取得させることを計画した。この計画は認められるか。

余白